

保存期間長期

通達乙人少第127号

通達乙地第92号

令和6年3月6日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

不良行為少年の補導実施要領の制定について

不良行為少年の補導については、「不良行為少年の補導について」の改定について（令和4年7月25日付け通達乙少第181号ほか）に基づき実施してきたところであるが、生活安全部人身安全少年課が新設されたことに伴い別添のとおりとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「不良行為少年の補導について」の改定について（令和4年7月25日付け通達乙少第181号ほか）は、廃止する。

人身安全少年課
少年対策係
警電 3425～3427

別添

不良行為少年の補導実施要領

第1 趣旨

この要領は、不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号に定める少年をいう。以下同じ。）の補導の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第3 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解を持つとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

第4 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意、助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言等を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべきものをいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意または助言を行うものとする。

なお、後記3の(1)後段により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

(1) 前記1の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でな

いと認められる場合は、氏名・住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

(2) 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、緊急の対応を必要とする場合を除き、少年警察活動に関する訓令（平成15年5月茨城県警察本部訓令第14号。以下「訓令」という。）第9条に定める少年事件選別主任者が判断するものとし、その連絡は、原則として少年警察部門の警察職員が行うものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図るものとする。

(3) 地域部地域課鉄道警察隊又は同部自動車警ら隊の隊員が補導した場合の(2)の連絡の要否の判断は、同部鉄道警察隊長若しくは同部自動車警ら隊副隊長が行うものとし、連絡は補導を実施した隊員が行うものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

第5 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、第4の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、訓令別記様式第10号の少年補導票を作成し、所属の長に速やかに報告するものとする。この場合において、生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）以外の警察本部の所属の長が報告を受けたときは、当該所属の長は、人身安全少年課長に速やかに少年補導票を送付するものとする。

第6 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、人身安

全少年課長を通じて当該警察本部少年担当課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次の場合に廃棄するものとする。

- (1) 第4の3の連絡を行わなかったとき(連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く)。
- (2) 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳になったとき。
- (3) その他保管の必要がなくなったとき。

<別表、別記様式略>